

令和5年第2回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年2月22日（水）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

## 第2回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年2月22日、第2回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 加藤 博之 | 8 小野 たづ子 |
| 2 吉川 充  | 9 井上 俊春  |
| 3 曾根 覚  | 10 小泉 聡  |
| 4 鈴木 寛幸 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |

### 会議を欠席した委員

- |          |         |
|----------|---------|
| 5 小林 多賀雄 | 7 大木 秀春 |
|----------|---------|

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- |   |      |    |     |
|---|------|----|-----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由  |
| 2 | 次長   | 曾根 | 和士  |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次  |
| 4 | 主事補  | 束田 | 佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第3号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第4号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第7号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第8号 非農地証明の発行について
- 7 議案第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第10号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。

これより令和5年第2回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、5番小林多賀雄委員、7番大木秀春委員から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3番曾根覚委員、10番小泉聡委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2の諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和5年1月30日（月）から令和5年2月21日（火）までの概要でございます。

先月、1月30日（月）、この場所におきまして、令和5年第1回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、3件、3筆の農地転用、農地法第5条、7件、9筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、5件、25筆、農用地利用集積計画について、2件、3筆の以上6議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、2月6日（月）と8日（水）には、横浜市内で行われました研修会に、事務局職員が出席をしております。

2月14日（火）には農振部会、農地部会を開催しております。

農振部会では、令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望、及び令和6年度県農地等の利用最適化の推進に関する意見について検討を行いました。

また、4月に新規就農を予定している2名について検討を行いました。

農地部会では、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計9件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきます。

諸報告は以上でございます。

議長 長 ただいま、事務局より報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 本件報告ですので、ご了承願います。  
次に、日程第3、報告第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第4号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第3号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。  
農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年2月22日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続けまして、日程第4、報告第4号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年2月22日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第4条届出について、地目、畑が1筆、地積、187㎡。

法第5条届出につきまして、地目、田が1筆、地積、7.58㎡、畑が5筆、地積合計、1,458㎡。

総合計、田が1筆、地積、7.58㎡、畑が7筆、地積、2,986㎡でございます。

以上です。

議長 長 ただいま、まとめて報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第7号、農地法第4条の規定に基づく農地転用許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第7号、農地法第4条の規定に基づく農地転用許可申請について。

別紙資料に記載の農地の一時転用許可申請は、相当とする理由があるので、農地法第4条の規定に基づき、許可相当の意見を付して知事あて進達したいので議決を求めます。

令和5年2月22日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

土地につきましては、四ツ谷字上川原 [ ]。地目、畑、地積、1,341㎡。

申請者は、座間市四ツ谷 [ ]にお住まいの、 [ ]さん。転用目的は、駐車場でございます。

場所につきましては、資料4ページをご覧ください。

新田宿グラウンドの南側の畑、1筆でございます。

今回の申請は、四ツ谷ひまわりの会が、菜の花まつりを開催するに当たり、来場者用の駐車場を確保するための一時転用でございます。

土地所有者による農地法第4条での申請の理由ですが、賃借権や使用貸借権の設定がなく、四ツ谷ひまわりの会の要請に基づき [ ]さんが転用するもので、整地等の作業は、 [ ]さんの依頼に基づき、四ツ谷ひまわりの会が実施します。

一時転用ですので、菜の花まつり終了後は農地に復元します。

整備内容ですが、トラクターによる転圧を実施し、周囲は外周仮囲い柵を設置、区画は石灰で引きます。

近隣の家への被害防除についてですが、ここは農地ですので、雨水は地下浸透させる計画です。

転用の期間は、令和5年4月10日までを予定しております。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第7号、農地法第4条の規定に基づく農地転用許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 先般、現地を確認してまいりました。本件の場所は例年どおり、毎年というか、使われている場所ということで、特に問題はないと判断しました。部会委員も全員賛成という形です。

以上。

議 長 議案第7号の地区担当委員は加藤博之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

加藤委員 今回の案につきましては、菜の花まつりの駐車場に利用ということで、仮囲いをし、期間終了後はトラクターにより耕耘し、現況に作付できる形にするということで、問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

小泉委員 今回、議案第7号をお願いしているのですけれども、四ツ谷ひまわりの会で、座間市ひまわりまつりの四ツ谷会場の部分です。年に1回、夏だけだともったいないので、春に菜の花をまいて、菜の花まつりをやったらどうかということで進めております。

ところが、ご存じのようにあの周りは全部耕地で車を止めるようなところがないので、逆に道路に止めると耕作者に迷惑がかかるという中で、3月末許可で、4月10日のおよそ10日間について、今回、                    さんの土地を一時的に駐車場として利用したいということで議案に上げさせていただきました。

以上です。

議 長 その他よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第7号、農地法第4条の規定に基づく農地転用許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第8号、非農地証明の発行について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第6、議案第8号、非農地証明の発行について。

農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との整合性を図るため、非農地証明の承認を求めます。

令和5年2月22日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市栗原 番地にお住まいの、さんとさん。

土地につきましては、栗原字小池谷、地目、畑、地積、158㎡でございます。

この非農地証明につきましては、登記簿上の地目が農地でありながら、その現状が農地以外の土地になっているものについて一定の条件を満たしている場合、その土地に対して非農地証明を発行できることになっております。

非農地証明は、農地法第2条に定める農地には該当しないと認められる土地の取扱いについて、優良農地を確保し、良好な農業環境を保持するという農地法上の転用許可制度と、不動産登記制度との相互の運用の整合性を確保する趣旨によるものでございます。

案内図につきましては6ページでございます。

栗原遊水池、北側に位置する土地、1筆でございます。

当該地は、目久尻川の付け替えで宅地の一部となってから耕作をしなくなった後、長い年月を経て現在に至ります。耕作をせず畑でなくなったことは申請書に添付された航空写真でも確認することができます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第8号、非農地証明の発行について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長

部会委員で確認をしました。ここの場所については、旧道、道路があった部分という形で聞いております。それで、現状は、畑等もなく人工芝が敷かれて、子どもたちが遊べるような広場という、右側に子ども広場という形がありますけれども、それとは道路が入っているので別ですけれども、人工芝が植えられて、きちんとした形であ



るので問題ないと判断します。部会委員、全員賛成です。

議長 議案第8号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草薙委員 本日午前中に現地を確認してまいりました。部会長の報告のとおり屋敷内にもう取り囲まれたような場所で、二十数年来、耕作はされていないということで間違いないと、承認をお願いしたいと思います。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第8号、非農地証明の発行について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年2月22日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料7ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市栗原中央3丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年3月26日から令和5年2月22日まで。

特例適用農地ですが、番号1、栗原中央3丁目■■■■■、地目、畑、地積、1,360㎡。番号2、栗原中央3丁目■■■■■、地目、畑、地積、890㎡。番号3、栗原中央3丁目■■■■■、地目、畑、地積、565㎡。番号4、栗原中央4丁目■■■■■、地目、畑、地積、1,199㎡の合計4筆、地積が4,014㎡でございます。

こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。この証明は、農

地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する証明で  
ございます。

■さんは、相続税の納税猶予を受けられ、今回で6回目の申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図の8ページ、9ページをご覧ください。

座間市立栗原小学校西側の畑、3筆、それから、国道246号線の北側の畑、1筆で  
ございます。

■さんの農業経営としましては、本人のほかに奥様と息子さんによりまして露地  
野菜を作付し、ハウスも一部利用して、農地として良好に管理をされております。

農機具は、トラクター、農用自動車などを所有しており、全体の農地面積は、畑、  
8,423㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、議案第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理  
由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 部会委員で確認をしてまいりました。自宅に面した土地でありまして、①番と③番  
については温室、要はハウスが建てられておりまして、中ではキュウリ、トマト等の  
野菜が今現在、栽培されておりました。

②については畑でして、野菜類やタマネギ等々が植えられておりました。

特に問題ないと判断します。部会委員、全員が賛成ということで、よろしくお願  
いたします。

以上です。

議 長 　　議案第9号の地区担当委員は曾根覚委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾 根 委 員 　　先日、現地を見てまいりました。①から③は自宅の周り、部会長が言われたとおり  
きちんとしていました。

④番目の畑はきれいに管理されて、問題ないと思います。

以上です。

議 長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑  
ございませんか。よろしいですか。

飯島農地部会長 部会長の報告で、④番を忘れてしまいました。特に問題なく、地区委員の方に見ていただいているので問題ないと思います。我々も見ております。報告だけ落とししました。すみません。

議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第10号、農用地利用集積計画について議題といたします。

なお、本案につきましては、                    委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

(                    委員 退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第10号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和5年2月22日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料10ページをご覧ください。

まず貸人でございますが、氏名が                    さん。住所が、座間市入谷西四丁目          。今回の土地の所在地が、入谷西5丁目          、地目、田、地積、991㎡。利用権の種類が使用貸借。

借人は、          さんです。

始期は令和5年3月1日から、終期が令和7年12月31日の2年10箇月でございます。

こちらにつきましては、新規の契約ではなく更新でございます。たまたま年末の更新に間に合わなかったのが今回出てきただけでございますので、詳細な説明は省

略いたします。

今回の農用地利用集積計画では、貸人、1人、借人、1人、筆数、1筆、合計が991㎡の利用集積計画でございます。

内容につきましては以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第10号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

　　議案第10号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。

　　それでは、[ ]委員の入室を許可します。事務局で案内をお願いします。

（[ ]委員 入室）

議長 　　[ ]委員にお伝えいたします。ただいま、議案第10号、農用地利用集積計画につきましては、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えます。

　　以上で、議案審議は全て終了いたしました。

　　委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　事務局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　以上で、令和5年第2回座間市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_